

32	都市整備局	東京都住宅マスタープランの推進		
概要	<p>東京都住宅マスタープランは、東京都住宅基本条例第17条に基づいて策定するものであり、条例に定める住宅政策の目標や基本的施策を具体化し、施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画である。</p> <p>本計画は、都全域を対象としており、都民や事業者等に向けて協力と協働を求めるメッセージとなるものである。さらに、区市町村が、地域の特性に応じた区市町村住宅マスタープランを策定する際の指針となるものである。</p>			
経過	<p>東京都は、平成3年度に第一次の住宅マスタープランを策定して以来、おおむね5年ごとに改定を行いながら、都民の住生活の安定向上に向けて、時代に即した住宅政策を展開してきたところである。</p> <p>平成18年12月に全面改正した新たな住宅基本条例の下、10年後の東京を見据え、居住の場としても魅力的な東京の実現に向けた基本計画として新たな「東京都住宅マスタープラン」を平成19年3月に策定した。</p>			
現在の進行状況	<p>現行の「東京都住宅マスタープラン」では、施策の効果について検証を行っていくため、政策指標を設定している。</p>			
	主な政策指標		現在	目標
	住宅の耐震化率		76.3% (H17年度末)	90% (H27年度末)
	木造住宅密集地域における不燃領域率		48% (H15年度)	60% (H27年度)
	25年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金額を設定している分譲マンション管理組合の割合		17% (H15年)	50% (H27年)
	住宅の省エネルギー	新築住宅における次世代省エネ基準達成率	14% (H17年度)	65% (H27年度)
		一定の省エネルギー対策を講じた住宅ストックの比率	11% (H15年)	40% (H27年)
	新築住宅における住宅性能表示の実施率		24% (H17年度)	50% (H22年度)
	中古住宅流通シェア		9% (H15年)	25% (H27年)
	リフォーム実施率		年1.5% (H11~15年の平均)	年3% (H27年)
	滅失住宅の平均使用年数		約30年 (H15年)	約40年 (H27年)
	高齢者等の入居を拒まない賃貸住宅の登録戸数		約15,000戸 (H18年末までの累計)	100,000戸 (H27年度末までの累計)
	高齢者が居住する住宅のバリアフリー化	一定のバリアフリー化	31% (H15年)	75% (H27年)
高度なバリアフリー化		8% (H15年)	25% (H27年)	
見通し	<p>現行の東京都住宅マスタープランは、将来的な社会経済状況を見据えつつ、平成27年度までの10年間の施策の展開の方向を示すものである。</p> <p>おおむね5年ごとに見直しを行っており、平成22年6月に「社会経済情勢の変化に対応した新たな住宅政策の展開について」住宅政策審議会に諮問し、23年度の審議会答申を受け改定する予定である。</p>			
問い合わせ先	都市整備局 住宅政策推進部 住宅政策課		電話 03-5320-4938	